

## 船舶事故調査報告書

平成29年6月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年11月17日 05時10分ごろ
発生場所	広島県三原市佐木島北方の細ノ洲 長太夫礁灯標 <small>ちやうだゆうしやう</small> から真方位253° 1,200m付近 (概位 北緯34° 22.2′ 東経133° 07.6′)
事故の概要	貨物船 <small>きせつまる</small> 吉祥丸は、東進中、細ノ洲に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成28年11月18日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 吉祥丸、198トン
船舶番号、船舶所有者等	133524、吉祥海運有限公司
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海） 航海士A、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮流 西南西流約2.3ノット (kn)
事故の経過	<p>本船は、船長及び航海士Aほか2人が乗り組み、航海士Aが操船して佐木島北方の三原瀬戸を約6.7knの対地速力で東進した。</p> <p>航海士Aは、レーダーで左舷船首方に1隻の漁船（以下「本件漁船」という。）を探知したので、右舵を取って本件漁船を避けた。</p> <p>本船は、航海士Aが、本件漁船を避けた後、元の進路に戻そうと左舵を取ったものの、折からの西南西流に圧流されて細ノ洲に乗り揚げた。</p> <p>航海士Aは、本件漁船を避ける際、本船の左舷側に反航船及び同航船が存在していたので、左舵を取ることができなかった。</p> <p>航海士Aは、西南西流があることを把握していたものの、潮流が予想以上に強かったと、本事故後に思った。</p> <p>本船の喫水は、船首約2.5m、船尾約3.7mであった。</p>
分析	本船は、佐木島北方の三原瀬戸において、潮流を遡って東進中、航海士Aが、左舷船首方の本件漁船を避けようとして右舵を取った後、元の進路に戻そうと左舵を取ったものの、予想以上に強い西南西流に圧流されたことから、細ノ洲に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、佐木島北方の三原瀬戸において、潮流を遡って東進中、航海士Aが、左舷船首方の本件漁船を避けようとして右舵を取った後、元の進路に戻そうと左舵を取ったものの、予想以上に強

	<p>い西南西流に圧流されたため、細ノ洲に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 潮流の影響を考慮した操船を行うこと。</li><li>・ 狭い水道等で他船を避けた後は、予定針路に戻す時機を逸しないこと。</li></ul>